

地域経済牽引事業の促進区域内における特定事業用機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の11の2①、68の14の3①、旧措法42の11の2①、68の14の3①）

		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	()	
特別償却の種類	1	42条の11の2第1項()号 68条の14の3第1項()号 旧42条の11の2第1項 旧68条の14の3第1項	42条の11の2第1項()号 68条の14の3第1項()号 旧42条の11の2第1項 旧68条の14の3第1項	42条の11の2第1項()号 68条の14の3第1項()号 旧42条の11の2第1項 旧68条の14の3第1項	
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定事業用機械等の種類等	3	()	()	()	
特定事業用機械等の名称	4				
取得等年月日	5	・	・	・	
事業の用に供した年月日	6	・	・	・	
購入先	7				
取得価額	8	円	円	円	
取得価額の合計額が80億円 又は100億円を超えること による修正取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{20、40又は50}{100}$	$\frac{20、40又は50}{100}$	$\frac{20、40又は50}{100}$	
特別償却限度額 (8)又は(9)×(10)	11	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	都道府県知事の承認 を受けた年月日	13	・	・	
	主務大臣の確認 を受けた年月日	14	・	・	
	一の特定地域経済牽引事業 施設等を構成する機械及び 装置、器具及び備品、建物 及びその附属設備並びに 構築物の取得価額の合計額	15	円	円	円
	新設又は増設の区分	16	新設・増設	新設・増設	新設・増設
	その他参考となる事項	17			

特別償却の付表（六） 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（六）の記載の仕方

1 この付表（六）は、青色申告法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条に規定する承認地域経済牽引事業者に該当するものが租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の11の2第1項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成31年改正前の租税特別措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第42条の11の2第1項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条に規定する承認地域経済牽引事業者に該当するものが措置法第68条の14の3第1項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却》若しくは平成31年旧措置法第68条の14の3第1項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定事業用機械等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の11の2第1項（若しくは第68条の14の3第1項）又は平成31年旧措置法第42条の11の2第1項（若しくは第68条の14の3第1項）のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、これらの規定の該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、特定事業用機械等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「特定事業用機械等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、特定事業用機械等の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定事業用機械等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「特定事業用機械等の名称4」には、特定事業用機械等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額8」には、特定事業用機械等の取得価額を記載します。

ただし、その特定事業用機械等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法施行令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円に満たないものについては、この制度の適用はありませんので注意してください。

7 「取得価額の合計額が80億円又は100億円を超えることによる修正取得価額9」には、措置法第42条の11の2第1項（若しくは措置法第68条の14の3第1項）又は平成31年旧措置法第42条の11の2第1項（若しくは第68条の14の3第1項）の規定の適用を受ける一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円又は100億円を超える場合に、「一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額15」のうちに占める個々の特定事業用機械等の「取得価額8」の金額の割合を80億円又は100億円に乗じて計算した金額を記載します。

8 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 措置法第42条の11の2第1項第1号（若しくは措置法第68条の14の3第1項第1号）((2)に該当する対象資産を除きます。)又は平成31年旧措置法第42条の11の2第1項（若しくは第68条の14の3第1項）に規定する機械及び装置並びに器具及び備品…「40」

(2) 措置法第42条の11の2第1項第1号括弧書（若しくは措置法第68条の14の3第1項第1号括弧書）の平成31年4月1日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた法人がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限り、）の用に供したものに該当する機械及び装置並びに器具及び備品…「50」

(3) 建物及びその附属設備並びに構築物…「20」

9 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定事業用機械等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みませぬ。

10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「都道府県知事の承認を受けた年月日13」には、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第14条第2項に規定する承認地域経済

牽引事業計画について、都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた年月日を記載します。

(2) 「主務大臣の確認を受けた年月日14」には、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条に規定する承認地域経済牽引事業について、主務大臣の確認を受けた年月日を記載します。

(3) 「一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額15」には、特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載します。

(4) 「新設又は増設の区分16」は、「特定事業用機械等の名称4」に記載した減価償却資産の属する一の特定地域経済牽引事業施設等について、新設又は増設の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

(5) 「その他参考となる事項17」には、その資産が特定事業用機械等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。